

証券コード 4075  
2022年10月13日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都港区高輪三丁目23番17号  
ブレインズテクノロジー株式会社  
代表取締役社長 齋 藤 佐和子

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染防止策を実施のうえで開催いたしますが、当日のご来場は可能な限りお控えいただき、事前に書面による議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年10月27日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送願います。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2022年10月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）  |
| 2. 場 所          | 東京都港区高輪三丁目23番17号 品川センタービルディング<br>A P 品川アネックス 地下1階 11ルーム<br>（開催場所は前年と同じ建物内になりますが、階及び部屋が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。） |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第14期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件   |
| 決議事項<br>第1号議案   | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案           | 取締役6名選任の件  |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本株主総会終了後、当社の今後の事業展開等をよりよくご理解いただくため、同会場にて事業説明会を開催いたしますので、本株主総会にご出席いただきました株主様は引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「個別注記表」につきましては法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.brains-tech.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。また、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合も、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましても、本株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
  - ◎ 会場は、接触感染リスク低減のため、座席間隔を広げることから、十分な座席数を確保できない可能性がございます。定員を超える株主様がお越しの場合、入場制限を行わせていただく場合もございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
  - ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、決議ご通知のご送付に代えて、上記インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.brains-tech.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響を受け、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。当社を取り巻く市場環境は、日本の労働人口が減少を続ける中、ITを活用した働き方改革の実現や、IoT/AIを活用した熟練者のノウハウ継承など、生産性の向上を目指した労働環境へのIT投資が高まっており、引き続き良好な状態が続いているものと考えております。

このような環境の中、当社は、「企業活動の継続性と生産性の劇的な向上に貢献すること」をミッションに掲げ、企業がデジタル技術による業務やビジネスの変革（DX）を加速するためのAIを実装する、エンタープライズAIソフトウェア事業を展開してまいりました。

当事業年度においては、異常検知ソリューション「Impulse」は、業界を代表する大手企業との取引拡大や、新たな領域への挑戦を継続してまいりました。既存顧客との良好な関係のもと、企業内展開や業界全体で利用するプラットフォームへの応用について、検討を開始するなど、さらなる広がりを見せ始めております。企業内検索エンジン「Neuron Enterprise Search」は、ソフトウェアライセンスが堅調に増加し、安定した収益を上げております。

以上の結果、当事業年度の売上高は934,255千円（前事業年度比9.3%増加）、営業利益は174,041千円（同10.0%増加）、経常利益は173,166千円（同21.5%増加）、当期純利益は141,315千円（同28.2%増加）となりました。

なお、当社はエンタープライズAIソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は194,035千円でありま  
す。その主なものは、当社におけるソフトウェア開発及びソフトウェア開発に伴う設備強化等  
によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2019年7月期)	第 12 期 (2020年7月期)	第 13 期 (2021年7月期)	第 14 期 (当事業年度) (2022年7月期)
売 上 高(千円)	432,740	631,597	854,501	934,255
経 常 利 益(千円)	11,744	65,142	142,541	173,166
当 期 純 利 益(千円)	39,937	78,874	110,259	141,315
1株当たり当期純利益 (円)	8.41	16.61	22.96	26.31
総 資 産(千円)	347,181	520,668	1,640,209	1,713,466
純 資 産(千円)	1,674	80,549	1,206,120	1,348,825
1株当たり純資産額 (円)	0.35	16.96	224.60	250.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は2021年3月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 新技術への対応

当社が強みとするAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくには、継続的な技術力の強化とともに、絶え間ない技術革新から生み出される先端技術をいち早く獲得・事業化し、技術的な環境変化に適応した顧客価値を創出していくことが必要であると認識しており、その対応を行っております。

##### ② 人材の確保

当社は、市場の拡大、新規参入企業の増加、顧客ニーズの多様化に迅速に対応していくため、最先端の技術を有する人材の確保、育成が必要と考えております。優秀な能力を持つ人材を獲得するために、当社が取り組む最先端技術等の情報をメディア経由で外部発信する等、技術を軸とした会社の魅力を訴求していくことが重要であると考え、その対応を行っております。

##### ③ 開発体制の強化

当社は、事業拡大を図る上では、提供サービスの進化、継続的な機能向上が重要であると考えております。そのためには、さらなる優秀な人材の確保に加えて開発プロセスの改善、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに、開発プロセスを継続的に見直し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、より強固な開発体制の構築に努めてまいります。

##### ④ 営業体制の強化

当社は、安定的かつ着実な事業拡大を図る上で、既存契約の継続に加えて案件数が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ提供サービスの品質を維持・向上することが重要であると考えております。そのためには、さらなる営業体制の強化等が不可欠であるため、販売パートナーを含めた営業プロセスを継続的に見直し、より強固な営業体制の構築に努めてまいります。

##### ⑤ 知的財産権の確保等

当社では、日々の開発業務から生じた新規性のある独自技術の保護のために、当社単独又は共同開発企業等と共同で、それらに関する特許権等の知的財産権の取得を図っております。し

かしながら、当社の事業分野においては、国内外大手IT企業等が知的財産権の取得に積極的に取り組んでいるため、当社も特許権等の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると認識しており、外部専門家とも協力しながら、独自の技術分野については、他社に先立って戦略的に特許権等を取得してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。また、当社の成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

⑦ 情報管理体制の強化

当社は、サービス開発、サービス提供の過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

事業区分	事業内容
エンタープライズAIソフトウェア事業	機械学習技術を活用したデータ分析、データ検索ソフトウェア製品・サービスの提供

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年7月31日現在)

本社	東京都港区高輪三丁目23番17号
----	------------------

(7) 使用人の状況 (2022年7月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減
55 (3)名	10名増 (1名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート及び人材会社からの派遣社員含）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社の事業セグメントはエンタープライズAIソフトウェア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年7月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	46,038千円
株式会社日本政策金融公庫	34,500千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,374,100株
- (3) 株主数 3,029名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
齋 藤 佐 和 子	2,677,000株	49.81%
中 澤 宣 貴	600,000株	11.16%
N V C C 7 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	300,000株	5.58%
河 田 哲	200,000株	3.72%
今 野 勝 之	200,000株	3.72%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	91,300株	1.69%
野 田 俊 朗	30,000株	0.55%
楽 天 証 券 株 式 会 社	28,700株	0.53%
松 本 典 文	25,000株	0.46%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	21,700株	0.40%

(注) 当社は、自己株式を所有していません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は4,100株増加しております。



### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年7月6日	2016年 2月22日
新 株 予 約 権 の 数		36個	10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 360,000株 (新株予約権 1個につき 10,000株)	普通株式 100,000株 (新株予約権 1個につき 10,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 100円)	新株予約権 1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 100円)
権 利 行 使 期 間		2017年8月1日から 2025年6月30日まで	2016年 2月26日から 2023年 2月28日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	—
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	—	—
	監 査 役	—	—

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年2月22日	2019年1月21日
新 株 予 約 権 の 数		3個	1,950個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき 10,000株)	普通株式 195,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,000,000円 (1株当たり 100円)	新株予約権1個当たり 30,000円 (1株当たり 300円)
権 利 行 使 期 間		2018年2月27日から 2026年1月30日まで	2021年1月22日から 2028年12月21日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,400個 目的となる株式数 140,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	—	—
	監 査 役	—	—

		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年2月14日
新 株 予 約 権 の 数		879個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 87,900株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 40,000円 (1 株当たり 400円)
権 利 行 使 期 間		2022年2月15日から 2029年1月12日まで
行 使 の 条 件		(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	—
	社 外 取 締 役	—
	監 査 役	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 3名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することが出来る事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ④ 権利者が 1 個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1 株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の監査役、従業員若しくは外部協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 佐和子	
取締役	中澤 宣貴	技術責任者
取締役	河田 哲	財務責任者
取締役	林 琢磨	業務執行責任者
取締役	榎並 利晃	業務執行責任者
取締役	日置 健二	株式会社アクリート 社外取締役 K&Momentum株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	鈴木 誠二郎	
監査役	前田 昌太郎	前田昌太郎公認会計士事務所 代表 フロントフィールドコンサルティング合同会社 代表 インテグリカルチャー株式会社 社外監査役 テクネ監査法人 代表パートナー テクネグループ 代表
監査役	小泉 由美子 (弁護士職務上の氏名：本間 由美子)	弁護士法人GVA法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役日置健二は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役鈴木誠二郎、監査役前田昌太郎及び小泉由美子は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役鈴木誠二郎は、企業経営者としての豊富な経験に加えて上場企業の監査役の経験を有しており、ガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役前田昌太郎は、現職の公認会計士であるとともに監査法人における経験も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役小泉由美子は、現職の弁護士であり、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、各取締役の役割や職務等に応じた「固定報酬」で構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

##### 2. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、当社が定める報酬テーブルに基づき、役位、職責、経営状況を総合的に勘案して決定する。

##### 3. 金銭報酬及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現在、当社取締役の報酬は月例の固定報酬のみであるが、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬の導入を検討する。

##### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容の決定については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、代表取締役社長は当該権限を適切に行使したことを示すため、社外取締役と協議し、その結果を取締役会に報告するものとする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2021年10月28日開催の取締役会において、代表取締役社長齋藤佐和子に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、取締役の個人別の報酬は、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任した理由は、代表取締役社長が当社を取り巻く環境及び経営状況等最も熟知しており、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	80,800千円 (4,800)	80,800千円 (4,800)	—	—	6名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,066 (14,066)	14,066 (14,066)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	94,866 (18,866)	94,866 (18,866)	—	—	9 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2021年3月12日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役1名)です。

3. 監査役の報酬限度額は2021年3月12日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役日置健二は、株式会社アクリートの社外取締役、K&Momentum株式会社の代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外監査役前田昌太郎は、前田昌太郎公認会計士事務所代表、フロントフィールドコンサルティング合同会社代表、インテグリカルチャー株式会社の社外監査役、テクネ監査法人代表パートナー及びテクネグループ代表であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外監査役小泉由美子（弁護士職務上の氏名：本間由美子）は、弁護士法人GVA法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 日置 健二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 鈴木 誠二郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。会社経営者及び監査役としての豊富な経験に基づき、全社リスク管理等についての発言、及び監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 前田 昌太郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、当社の決算対応等についての発言、及び監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 小泉 由美子 (弁護士職務上の氏名：本間 由美子)	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社の法令対応等についての発言、及び監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任並びに後任会計監査人の選任を、取締役会を通じ、株主総会の目的とすることといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び不再任並びに選任の理由を、当該株主総会において報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適切かつ健全な企業活動を行います。
- 2) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行します。
- 3) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する会議体等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行います。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めます。
- 4) 代表取締役直轄の内部監査担当者を選任し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告します。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等について内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理します。
- 2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとします。
- 2) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行います。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部門が行うものとします。
- 3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。
  - 2) 取締役会は、当社及び当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとします。
  - 3) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図ります。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社等を設立又は取得する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備することとします。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役は、管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとします。
  - 2) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた管理部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとします。
  - 2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

3) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行いません。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとします。

2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとします。

<反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化しております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消いたします。

管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築いたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般の運用

内部統制システム全般の整備・運用状況について、管理部による日常的なモニタリングが行われております。

### ② 取締役の職務執行

取締役が法令、定款及び社内規程に基づき行動するように努めております。独立役員として、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しており、また、取締役会をはじめとする重要な会議に監査役が出席することで、監査機能を強化しております。当事業年度に取締役会を計14回開催しており、取締役の職務執行の適正性を確保しつつ効率性を高めるため、社外取締役及び社外監査役が常時出席いたしました。取締役及び執行役員は、職務分掌規程、職務権限基準表並びに稟議規程に基づき分担して職務を執行しております。

### ③ 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、全ての事業部の業務監査を実施し、法令及び社内規程の遵守状況について代表取締役に報告しております。

### ④ コンプライアンス体制の運用

コンプライアンスに抵触する事態の発生を防止するため、コンプライアンスの教育・研修を実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、コンプライアンス規程に加え、内部通報規程を制定しており、内部通報制度の設置を定めております。内部通報制度を具体的に運用するために、同制度のご案内を社内イントラネットなどで役員・従業員に周知し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

### ⑤ リスク管理体制の運用

リスク管理規程に基づき、業務遂行に係るリスクを把握・評価し、取締役会にて検証を行っております。

#### ⑥ 監査役の職務執行

当事業年度に監査役会を計14回開催した他、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、会計監査人及び内部監査担当者との定期的な会合を実施し、監査業務における機能連携の強化及び当社のガバナンス強化を図っております。

### 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つとして認識し、株主の皆様に対する安定的な配当の維持を基本としながら、業績、キャッシュ・フローの状況等を勘案して配当金額を決定してまいります。また、内部留保金につきましては、経営体質の強化とともに、新技術・新製品開発あるいは合理化投資等に充当して企業価値の向上に努めてまいります。

## 貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,461,256	流動負債	326,024
現金及び預金	1,299,743	買掛金	19,213
売掛金	152,812	1年内返済予定の長期借入金	66,538
前払費用	7,498	未払金	39,395
その他の	1,202	未払法人税等	29,425
固定資産	252,209	未払消費税	13,396
有形固定資産	7,963	預り金	16,585
工具、器具及び備品	7,963	契約負債	141,384
無形固定資産	214,540	その他の負債	85
ソフトウェア	193,676	固定負債	38,616
ソフトウェア仮勘定	20,864	長期借入金	14,000
投資その他の資産	29,705	長期契約負債	24,616
長期前払費用	286	負債合計	364,640
繰延税金資産	29,419	(純資産の部)	
		株主資本	1,348,825
		資本金	580,851
		資本剰余金	545,851
		資本準備金	545,851
		利益剰余金	222,123
		その他の利益剰余金	222,123
		繰越利益剰余金	222,123
		純資産合計	1,348,825
資産合計	1,713,466	負債及び純資産合計	1,713,466

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	934,255
売上原価	262,513
売上総利益	671,742
販売費及び一般管理費	497,700
営業利益	174,041
営業外収益	
受取利息	8
協賛金収入	1,087
雑収入	64
営業外費用	
支払利息	2,035
経常利益	173,166
税引前当期純利益	173,166
法人税、住民税及び事業税	40,032
法人税等調整額	△8,181
当期純利益	141,315

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から)  
(2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	580,156	545,156	545,156	80,808	80,808	1,206,120	1,206,120
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				141,315	141,315	141,315	141,315
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	695	695	695			1,390	1,390
当 期 変 動 額 合 計	695	695	695	141,315	141,315	142,705	142,705
当 期 末 残 高	580,851	545,851	545,851	222,123	222,123	1,348,825	1,348,825

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年9月22日

ブレインズテクノロジー株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金 野 広 義  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齊 藤 寛 幸

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブレインズテクノロジー株式会社の2021年8月1日から2022年7月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月28日

ブレインズテクノロジー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外） 鈴木誠二郎 ㊟

監査役（社外） 前田昌太郎 ㊟

監査役（社外） 小泉由美子 ㊟

（弁護士職務上の氏名 本間由美子）

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削 除>



## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	さい とう さ わ こ 齋 藤 佐 和 子 (1973年11月2日) 【再任】	2000年9月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現フューチャーアーキテクト株式会社）入社 2008年8月 当社設立 取締役就任 2013年8月 当社代表取締役社長（現任）	2,677,000株
	<b>【選任理由】</b> 齋藤佐和子氏は業界に対する豊富な経験と見識に基づき、当社代表取締役として強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といいたしました。		
2	なか ざわ のぶ たか 中 澤 宣 貴 (1978年8月8日) 【再任】	2003年9月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現フューチャーアーキテクト株式会社）入社 2009年10月 当社入社 2013年8月 当社取締役 技術責任者（現任）	600,000株
	<b>【選任理由】</b> 中澤宣貴氏は先端技術に関する専門知識を有しており、当社の技術責任者として企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といいたしました。		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	河田哲 (1975年2月11日) 【再任】	1997年4月 日本電信電話株式会社入社 2001年4月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現フューチャーアーキテクト株式会社）入社 2010年3月 当社入社 2013年8月 当社執行役員就任 2017年10月 当社取締役 財務責任者（現任）	200,000株
【選任理由】 河田哲氏は、当社の業務管理における経験に基づき、当社の財務責任者として当社の企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	林琢磨 (1981年2月17日) 【再任】	2003年9月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現フューチャーアーキテクト株式会社）入社 2015年9月 当社入社 執行役員 2017年10月 当社取締役 業務執行責任者（現任）	—
【選任理由】 林琢磨氏は、製品開発に関する専門知識を有しており、当社の業務執行責任者として当社の企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	榎並利晃 (1974年2月22日) 【再任】	1996年4月 日本電信電話株式会社入社 2002年6月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社 2013年3月 グリー株式会社入社 2013年10月 アマゾン データ サービス ジャパン株式会社（現アマゾン ウェブ サービスジャパン株式会社）入社 2018年11月 当社入社 執行役員就任 2019年1月 当社取締役 業務執行責任者（現任）	—
【選任理由】 榎並利晃氏は事業開発に関する専門知識を有しており、当社の業務執行責任者として当社の企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	日置 健二 (1968年12月26日) 【再任・社外】	1991年4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社 2001年7月 日本キャップジェミニ アーンスト&ヤング株式会社（現株式会社クニエ）入社 2003年7月 ハドソン債権回収株式会社入社 2004年8月 SBIキャピタル株式会社入社 2006年8月 KVH株式会社（現Coltテクノロジーサービス株式会社）入社 2012年8月 同社最高執行責任者（COO） 2014年8月 IPsoft Japan株式会社 代表取締役 2016年5月 Coltテクノロジーサービス株式会社 代表取締役社長兼アジア代表 2019年3月 株式会社アクリート 社外取締役（現任） 2019年12月 K&Momentum株式会社 代表取締役社長（現任） 2020年3月 Coltテクノロジーサービス株式会社 取締役副会長 2020年8月 当社社外取締役（現任） 2021年5月 Coltテクノロジーサービス株式会社 最高顧問 (重要な兼職の状況) 株式会社アクリート社外取締役 K&Momentum株式会社代表取締役社長	—
<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 日置健二氏はグローバル企業における豊富な経営経験と高い見識を有していることから、当社の経営管理体制に対する助言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が保有する当社株式の数は、当期末（2022年7月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 日置健二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 日置健二氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年2ヶ月となります。
5. 当社は、日置健二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、日置健二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

